

# 除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領

(平成 26 年 8 月 25 日 26 建政技第 137 号)  
(最終改正 令和 3 年 8 月 19 日 3 道管第 168 号)

## (主旨)

第 1 この要領は、建設部が管理する道路の除雪及び凍結防止剤散布業務の契約に係る民間委託を行うにあたっての施工体制確認型契約方式の試行に関する必要な事項を定める。

本要領に規定する事項以外の業務の受注者の選定事務は、会計関係諸規定に基づいて行うものである。

## (対象業務)

第 2 建設部が管理する道路の除雪における次の業務を対象とする。

- (1) 「除雪業務における委託契約要領」に規定する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪等業務」という。）
- (2) 「道路業務における小規模維持補修工事試行要領」に規定する緊急を要する除雪等業務に伴う臨時的な作業
- (3) その他発注機関の長が特に必要と認めた業務

## (基本的な提案参加資格要件)

第 3 対象業務の提案参加者（除雪等業務共同体試行要領（以下「共同体試行要領」という。）に基づく除雪等業務共同体（以下「除雪共同体」という。）による提案参加にあっては、各構成員）に必要な資格（以下「提案参加資格要件」という。）は、公告日から参加表明書提出時までの間に次に掲げる要件を満たしていかなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は建設工事入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないものであること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (具体的な提案参加資格要件)

第 4 提案は、法人又は除雪共同体のいずれかにより参加することができる。

2 施工体制提案に参加する者又は除雪共同体の構成員は、公告日から参加表明書提出時までの間、上記第 3 の（1）～（5）に掲げる要件の他、以下の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 法人又は除雪共同体の代表者（共同体試行要領に基づく代表者）は、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」の長野県入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。
- (2) 法人又は除雪共同体の構成員となる法人にあっては、公告に提示する区域内に本店又は営業所を有する者、若しくは当該区域内において過去 2 年以上道路法上の道路の除雪等業務の実績を有する者であること。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区に参加できる。）
- (3) 除雪共同体の構成員のうち法人以外の者にあっては、全ての者が公告に提示する区域内に 1 年以上居住していること、若しくは当該区域内において過去 2 年以上道路法上の道路の除雪等業務の実績を有す

ること。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区に参加できる。）

(4) 公告で示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる者であること。

(5) 前年度において長野県が発注する除雪等業務（施工体制確認型契約方式を含む。）を受託した者にあっては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指導を受けていない者であること。

(6) その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

3 前項第2号及び第4号に掲げる要件を満たす者については、複数工区へ参加表明することができる。  
ただし、オペレーターの重複申請はできない。

4 除雪共同体で施行体制提案に参加する者は共同体試行要領に基づき、第11の参加表明書提出に合わせて、知事あてに入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

#### （施工体制確認型契約方式適用の協議）

第5 発注機関の長は、施工体制確認型契約方式を適用しようとするときは、地域の特性及び実情を総合的に判断し、様式1により建設部長に協議するものとする。

2 建設部長は、前項の協議について、関係課長の意見を徴し、様式2により発注機関の長に回答するものとする。

#### （提案参加資格要件の協議）

第6 発注機関の長は、施工体制確認型契約方式を実施しようとするときは、提案参加資格要件を様式3により、建設部長に協議するものとする。

2 建設部長は、前項の協議について、関係課長の意見を徴し、様式4により発注機関の長に回答するものとする。

3 発注機関の長は、提案参加資格要件を建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

#### （参加表明書及び施工体制提案書収集に係る公告掲載）

第7 発注機関の長は、対象業務について参加表明書及び施工体制提案書の収集をしようとするときは、次の事項について当該事務所の公式ホームページへ公告を掲載するとともに、その他適当な方法により周知するものとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件
- (3) 施工体制提案を求める具体的な内容及び施工体制提案書を特定するための評価基準
- (4) 参加表明書及び施工体制提案書の作成・提出に係る事項
- (5) その他発注機関の長が必要と認める事項

#### （参加表明書及び施工体制提案書の収集期間）

第8 参加表明書の収集をする期間は、公告日から概ね10日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

2 施工体制提案書の収集をする期間は、公告日から概ね15～30日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

#### （説明会の開催）

第9 発注機関の長は、必要に応じて説明会を開催するものとする。

#### （公告内容等に対する質問・回答）

第10 公告の内容等に対する質問は、質問書（任意様式）により、公告の日から施工体制提案書提出期限の3日前の17時までとする。

2 施工体制提案内容に係る質問の場合の回答は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたはメールにより施工体制提案書提出期限の2日前の17時までに回答する。なお、発注者が求める施工体制提案項目に係る質問及び施工体制提案書等の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、長野県公式ホームページで公表する。

#### （参加表明書の内容及び様式）

第11 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は対象業務の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

（1）参加表明書（様式5）

（2）参加要件資料（様式6－1）

ア 法人又は除雪共同体の構成員となる法人にあっては、本店又は営業所の所在地を証する登記簿又は過去の業務実績を証する書類の写し

イ 除雪共同体の構成員のうち法人以外の者にあっては、住民票又は過去の業務実績を証する書類の写し

ウ 共同体試行要領に基づき結成された除雪共同体においては、除雪共同体の名称、代表者の所在地、各構成員の業種、資格総合点数など

エ オペレーターに関する届（様式6－2）

オ その他発注機関の長が必要と認める事項

（3）共同体施行要領に基づき結成された除雪共同体にあっては共同体試行要領第8条に定める除雪等業務共同体入札参加資格申請書及び入札参加資格審査に係る関係書類並びに除雪等業務共同体協定書

#### （参加表明書の審査）

第12 発注機関の長は、提出された参加表明書を審査し、参加要件資料審査結果表（様式7）を作成するものとする。

2 発注機関の長は、必要に応じて参加表明書提出者に対しヒアリングを行うものとする。

3 虚偽の記載事項がある参加表明書は無効とする。

4 第1項の審査の結果、要件を満たす者に対して、通知（様式8－1）するものとする。

#### （参加要件を満たさない者に対する理由の説明）

第13 発注機関の長は、参加表明書提出者のうち対象業務について、要件を満たさないため施工体制提案書の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知（様式8－2）するものとする。既に非該当者の施工体制提案書が提出されている場合は速やかに返却するものとする。

2 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、発注機関の長に対して、書面により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。

3 発注機関の長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答（様式9－1）するとともに、速やかに、建設部長に報告（様式9－2）するものとする。

#### （施工体制提案書の内容及び様式）

第14 提出を求める施工体制提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は、業務の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

（1）施工体制提案書（様式10）

(2) 施工体制資料（様式11）

ア 除雪機械待機場所、凍結防止剤積込み倉庫の位置等

イ 降雪時の連絡体制、降雪時・異常降雪時の除雪体制

(3) 價格提案書（別紙様式1）

除雪に係る費用として総価及び費目ごとの単価

(4) その他発注機関の長が必要と認める事項

（施工体制提案書等の提出方法）

第15 第11に定める参加表明書等及び第14に定める施工体制提案書等は、公告に示す提出期限までに郵送（書留）又は持参により提出するものとする。

2 第14に定める施工体制提案書等の提出にあたっては、次の方法により作成しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 総価及び工種ごとの施工単価を記載した見積書（以下「価格提案書」という。）を中封筒に入れ、封かんのうえ、封筒の表面に、「除雪等業務」及び業務箇所名、提案者の商号又は名称等を記載すること。

(3) 外封筒には、上記（2）の中封筒及び第14に定める施工提案書等（別紙様式除く）を入れ、封筒の表面に「除雪等業務」及び業務箇所名、提案者の商号又は名称、担当者名、担当者連絡先（電話番号、FAX番号）等を記載すること。

(4) 除雪共同体により施工体制提案を行う場合は、上記（2）及び（3）の提案者の名称等は、除雪共同体の名称等とすること。ただし、代表者名で提案を行った場合は、除雪共同体での提案と読み替えるものとする。

（施工体制提案書の審査）

第16 施工体制提案書の審査・評価を行うため、発注機関の長は、除雪業務施工体制評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。当該委員会の委員長及び委員は次のとおりとする。

| 区分             | 委員長    | 委員                                     |
|----------------|--------|----------------------------------------|
| 現地発注機関         | 発注機関の長 | 発注機関の中から発注機関の長が指定する職員                  |
| その他、専門的知識を有する者 |        | 管内の除雪等業務に関し、専門的知識を有する者の中から発注機関の長が指定する者 |

2 委員会の委員長は、施工体制提案書の評価者として、現地機関の委員の中から2名以上、その他専門的知識を有する者の中から2名以上を指定するものとする。

3 提出された施工体制提案書は、委員会が評価者の意見を徴して審査し、施工体制提案書審査結果表（（様式12）ただし、価格評価部分を除く。）を作成するものとする。

4 委員会は、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。なお、提出された施工体制提案書について、過去に提出された提案内容と同程度以上であり、業務の施行体制能力が維持され、かつ他の提案者がいないなどヒアリングが不要と委員長が判断する場合は、ヒアリングを省略することができるものとする。

5 契約者が、除雪共同体で構成員が脱退する場合は、原則として委員会の委員長は委員会を開催し、除雪共同体の施工能力を評価し、契約の継続の有無を判断するものとする。

6 施工体制提案書及び関係書類に虚偽の記載事項がある場合、当該施工体制提案書は無効とする。

（施工体制提案書の具体的評価方法）

第17 提案書の評価は、価格点の評価を15点、価格以外の施工体制等の評価点を85点とする。

2 施工体制提案書は、提案に参加した者ごとに各提案項目に対して三段階評価を行い、項目の配点に対して除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式の特定評価基準（別添1）により、A評価は1.0

倍、B評価は0.6倍、C評価は0倍の点数を付けるものとする。

3 價格点の評価にあたっては、有効な提案価格（総価）に対して、次の式により計算するものとする。

$$\text{評価点} = 15 \text{ 点} \times \frac{\text{最低価格（総価）}}{\text{提案価格（総価）}} \quad (\text{小数点以下第2位四捨五入1位止め})$$

#### (失格基準価格の算定)

第17の2 提案価格（総価）について、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（以下「低入札調査試行要領」という。）の第3第2号に規定する「失格基準価格」を準用するものとし、失格基準価格を下回る提案価格（総価）は失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格（税抜き）に93/100を乗じて得た額（千円の位を四捨五入）とする。

#### (価格提案書の開封)

第18 第15第2項（2）に定める価格提案書の開封は、価格以外の評価審査が決定した後に行うものとする。

2 価格提案書の開封は、当該対象業務の公告に示す日時、場所において行うものとする。

3 開封は、公開とする。

4 発注機関の長は、開封に当該提案事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

5 価格提案書の提案比較書には、前項の規定により立ち会った職員が署名するものとする。

6 開封した中封筒は、提案書、外封筒とともに保存するものとする。

#### (特定者の決定方法)

第19 契約候補者の決定は、第17により評価した価格以外点に価格評価点を加えた合計点が最高の者（以下「特定者」という。）とする。ただし、施工体制のうち一部の項目の評価にC評価があり、緊急時に必要かつ十分な対応ができないと判断される場合には施工体制提案に参加した者を失格とする。

2 発注機関の長は、第16第3項の規定により作成した施工体制提案書審査結果表に価格評価点を加えたものを建設部長に報告（様式13-1号）する。

3 発注機関の長は、前項の規定により選定された特定者に対して、その結果を通知（様式13-2）するものとする。

4 第2項による特定者の選定に際し、特定者となりうる最高点の者が2名以上ある場合は、当該提案者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該提案者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

#### (非特定者の不服申し立て)

第20 本要領第2に掲げる業務を「公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領（平成26年7月8日付け26契検第52号）」（以下「苦情対応要領」という。）第1条による「対象となる工事等」とし、非特定理由を苦情対応要領第2条による「苦情の申立てができる範囲」とし、特定者の公表を行った日を苦情対応要領第3条の「次に掲げる日」として、苦情対応要領の規定を準用するものとし、当該契約の相手方として特定されなかったことに対して不服がある者は、苦情対応要領に基づき、発注機関の長に対して非特定理由を求めることができる。

#### (評価結果の公表)

第21 発注機関の長は、価格以外点及び価格点の評価結果を長野県公式ホームページに掲載するものとする。

2 前項の公表に伴う疑義照会は、行わないものとする。

#### (契約)

第22 発注機関の長は、施工体制提案に提出された業務に係る費用（価格提案書の総価及び単価）を上限とした見積書を特定者から徴取し、区分ごとの単価をもって契約を締結するものとする。なお、見積書の

全ての区分単価が、あらかじめ発注者が定めた各予定価格（税抜き）以下の場合に契約を締結するものとする。また、見積回数は4回を限度とし、なお予定価格（税抜き）を超えている場合は失格とする。

- 2 特定者は契約時に持込機械に関する届（様式14）を提出し、発注機関の長の確認を求めるものとする。

（契約結果等の公表）

第23 本試行要領に係る情報の取扱いについては、長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（以下「情報取扱要領」という。）に準拠し、除雪等業務に係る施工体制確認型契約方式に関する情報の取扱い一覧表（別添2）によるものとする。

（契約の解除）

第24 発注機関の長は、次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。

（1）出動基準に達した場合、また達すると予想される場合に、その責に帰すべき理由により、速やかな除雪業務の遂行が行われないとき、又は概ね通勤通学時間帯までに完了することができないことが明らかと認められるとき。

（2）受注者が、契約の解除を申し出たとき。

（3）施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、発注機関の長は、第22に規定する区分単価に予定数量を乗じた額の合計額（税込み）の10分の1に相当する額を違約金として請求するものとする。

（改善指示書による指導）

第25 発注機関の長は、契約期間内に受注者に対して改善指示書による指導を行ったときは、様式15により建設部長に報告するものとする。

- 2 建設部長は、前項による報告があったときは、受注者に対して「総合評価落札方式実施要領（令和3年3月17日付け2建政技第392号）第3 2項 別添1「総合評価点算定基準」5（2）④社会貢献」における道路除雪契約の状況について、「契約を締結している者」として取り扱わない措置を講ずるものとする。

（その他）

第26 発注機関の長は、本要領に関して疑義が生じた場合は、建設部長に協議し対応するものとする。

- 2 本要領に基づく手続については、実施フロー（別添3）により示す。

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成26年8月25日から施行する。
- 2 本要領は、平成28年9月1日から施行する。
- 3 本要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 4 本要領は、令和元年8月31日から施行する。
- 5 本要領は、令和3年8月19日から施行する。